

健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱

平成 31 年 4 月 1 日
30 生消生第 589 号

(目的)

第 1 この要綱は、区市と連携し、公衆浴場の改築又は改修費用を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した都民の健康増進、都民相互の交流促進等、都民の福祉の向上を図るとともに、都民の入浴機会の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であって、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 184 号）第 2 条第 1 項に規定する普通公衆浴場又は法第 2 条第 3 項の規定に基づき特別区若しくは保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場をいう。

2 この要綱において「所有者」とは、公衆浴場を所有する者をいう。

3 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営し、公衆浴場の改築又は改修について所有者の承諾を得た者をいう。

(補助対象事業)

第 3 この補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、公衆浴場の所有者又は経営者が行う既設公衆浴場の改築又は改修事業のうち、別表第 1 に定める施設・設備を設置するものであって、当該公衆浴場所在地の区長又は市長（以下「当該区市長」という。）による事業計画の推薦を得たものとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合を除き、他の公的制度の対象となっている改築又は改修事業は除く。

2 1 の規定による推薦は、当該事業計画が、次のいずれかに該当することを条件とする。

(1) 当該事業計画に対し、当該区市による改築又は改修費補助が見込める場合

(2) 当該区市等が実施する介護予防事業、健康増進事業等において、当該公衆浴場の活用が見込める場合

(3) 公衆浴場の所有者又は経営者が、自ら介護保険事業、健康増進事業等を実施する場合

(4) (1) から (3) までに定めるもののほか、知事が特に必要と認めた場合

(補助対象者)

第 4 補助を受けることができる者は、公衆浴場の所有者又は経営者であって、補助事業が完了した日から、改築事業にあっては 15 年以上、改修事業にあっては 10 年以上公衆浴場の営業を継続し、事業税及び都民税を現に滞納していない者とする。ただし、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（補助内容）

第5 東京都は、第3 1に規定する補助事業を実施する公衆浴場の所有者又は経営者に対し、その改築又は改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。

（補助対象施設整備費の限度額）

第6 東京都が補助の対象とする補助対象施設整備費の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 改築事業については、1施設につき3億円
 - (2) 改修事業については、1施設につき8千万円
- 2 補助対象施設整備費の内容は、次に掲げる費用で、別表第2により算出して得られた額とする。
- (1) 本体工事費
 - (2) 附帯設備費
 - (3) 初度調弁費
 - (4) 設計工事監理委託費

（補助金の額）

第7 補助金の額は、補助対象施設整備費の4分の1とし、次の(1)又は(2)の金額を超えないものとする。

- (1) 改築事業については、1施設につき7千5百万円
 - (2) 改修事業については、1施設につき2千万円
- 2 1の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（助成申請）

第8 補助を受けようとする者は、当該区市長に対し、事業計画を提出し、その推薦を受けた後、事業計画とともに健康増進型公衆浴場改築支援補助助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該区市長の推薦書
- (2) 工事設計書及び見積書
- (3) 既存の浴場施設の営業許可書の写し並びに建物及び土地の登記事項証明書（借地の場合は、土地所有者の建築承諾書）
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 法人の場合は、法人税申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）
個人の場合は、所得税確定申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）
- (8) 営業継続期間誓約書（別記第2号様式）

- (9) 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の組合員である公衆浴場の所有者又は経営者が申請する場合は、同組合の意見書
- (10) 誓約書（別記第3号様式）
- (11) (1) から(10)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（助成決定）

- 第9 知事は、第8の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には助成決定し、健康増進型公衆浴場改築支援補助助成決定書（別記第4号様式）により、また、助成しないことと決定したときは、通知書（別記第5号様式）により、それぞれ通知する。
- 2 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第4に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

（助成申請の撤回）

- 第10 助成決定を受けた者は、助成決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

（助成決定の辞退）

- 第11 助成決定を受けた者が、交付決定前に助成決定を辞退する場合は、速やかに辞退届（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（工事の着工時期及び期間）

- 第12 助成決定を受けた者は、その通知を受けた日から起算して60日以内に、助成決定に係る工事に着手しなければならない。また、速やかに工事着手届（別記第7号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 助成決定を受けた者は、助成決定を受けた年度の3月31日までに当該工事を完了しなければならない。

（変更承認申請）

- 第13 助成決定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 助成決定に係る工事内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2) 工事の着工時期及び工事期間について、第12 1 及び2に規定する期間を超える変更をしようとするとき。

（変更承認）

- 第14 知事は、第13の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、変更承認書（別記第9号様式）により、また、変更を承認しないときは、変更不承認通知書（別記第10号様式）により、それぞれ通知する。

（助成決定の取消し）

- 第15 知事は、助成決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成決定を受けたとき。
 - (2) 知事の承認を受けないで、助成決定に係る工事内容を著しく変更したとき。
 - (3) 正当な理由なく、第12-1に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。
 - (4) (1) から (3) までに定めるもののほか、助成決定の条件又は知事の指示に違反したとき。
 - (5) 助成決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (6) その他、助成決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、公序良俗等に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、1の規定により助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書（別記第11号様式）により通知する。

（助成決定に関する届出事項）

- 第16 助成決定を受けた者が、交付決定前に、住所又は氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）の変更その他重要な事項に変更を生じたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

- 第17 助成決定を受けた者は、助成対象施設の工事請負契約を締結した日から起算して30日以内に、補助金交付申請書（別記第12号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 助成決定に係る工事請負契約書の写し
 - (2) (1) に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

- 第18 知事は、第17の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第13号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記第14号様式）により、それぞれ通知する。
- 2 知事は、1の場合において必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

（申請の撤回）

- 第19 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

（工事完了報告）

- 第20 補助金の交付決定を受けた者は、助成に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届（別記第15号様式）を知事に提出し、確認を受けなければならない。

(補助金の交付手続)

- 第21 知事は、第20の規定による工事完了届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定書(別記第16号様式)により通知する。
- 2 1の規定による通知を受けた者は、知事が指定する期日までに、請求書(別記第17号様式)を提出しなければならない。
- 3 知事は、2の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、第8(2)の工事設計書に基づいた進捗状況の報告に応じて、知事が必要と認めたときは、補助金額の一部を交付することができる。
- 5 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金に相当する額の支払を完了したときは、支払の日から起算して10日以内に支払完了届(別記第18号様式)を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第22 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助事業に係る施設・設備を補助金の交付の目的に反して処分したとき。
- (2) 事業税及び都民税を滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、補助金交付決定の内容若しくは条件又は法令に違反したとき。
- (5) 補助金の交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (6) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、公序良俗等に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。
- (7) その他、天災事変等やむを得ず、工事を中止又は廃止したとき。
- 2 1の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第23 知事は、第22の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第22 1(4)の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が第4に規定する期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止したときは、知事の指定する額の返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者の健康上の問題又は死亡等やむを得ない理由により補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止せざるを得ないときなど、知事が特に認める場合はこれを免除することができる。
- 3 2に定める返納額は、別表第3に掲げる算式によって算出して得られた額とする。ただし、改修事業については、同算式中15年を10年と読み替えて算出して得られた額とする。

(違約加算金及び延滞金)

第24 知事が第22の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 知事は、1及び2の場合において、第22 1(4)の規定により補助金の交付決定を取り消し、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(交付決定後の届出事項)

第25 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(1) 補助事業に係る施設・設備について火災、地震等の災害その他重大な事故が生じたとき。

(2) 第22 1(2)に該当したとき。

(3) 住所、氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)の変更その他重要な変更を生じたとき。

(4) 補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止しようとするとき(別記第19号様式による届出)。

(財産処分の制限等)

第26 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(一個又は一組の取得価格又は効用の増加額が50万円以上の工作物、機械及び器具とする。)を、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により定められている年数を経過した財産及び知事が特別の理由があると認めた財産処分の場合は、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が、知事の承認を受けて、この補助事業により取得した財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を東京都に納付させることができる。

(その他)

第27 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1

区 分	補助対象施設・設備	
	必須施設・設備	任意施設・設備
1 都民の健康増進、都民相互の交流の促進等が図られる施設・設備	・ 20 人程度を対象とするミニデイサービスや健康増進事業等が実施可能な、30㎡以上のロビー、脱衣室等の施設 ・ 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準じたバリアフリー化（手すり、滑り止め、段差解消、エレベーター等） ・ 受動喫煙防止のための設備	・ 駐車場、駐輪場 ・ 泡、ジェット、電気、露天、水、サウナ風呂等
2 地域貢献に資する施設・設備 （１）環境に配慮した燃料使用に係る施設・設備 （２）災害時の地域拠点となる施設・設備 （３）その他地域貢献に資する施設・設備	・ ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用した燃焼設備	・ 貯水槽による給水など災害時の地域拠点となるもの ・ 地域の公的施設等併設

別表第 2

1 本体工事費
・ 本体工事費[※] 本体工事費 × 健康増進型公衆浴場延床面積 / 総工事延床面積 ・ 公衆浴場用駐車場、駐輪場工事費一式 ※ 改修事業で併せて耐震改修を行う場合は、その経費を含む。
2 附帯設備費
・ 健康増進型公衆浴場用設備工事費（居宅等の非対象部分を除く。） ・ 災害時の地域拠点となる設備工事費 ・ その他地域貢献に資する設備工事費
3 初度調弁費
・ 上記の本体工事、附帯設備工事に係る初度調弁費
4 設計工事監理委託費
・ 設計工事監理委託費 × 健康増進型公衆浴場延床面積 / 総工事延床面積

別表第 3

$$\text{返還額} = \text{交付金額} \times \{ (365 \text{ 日} \times 15 \text{ 年} - \text{補助事業が完了した日から公衆浴場の営業を廃止した日までの日数}) \div (365 \text{ 日} \times 15 \text{ 年}) \}$$